

令和5年度

宇佐市農業委員会  
第5回(8月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第5回定例総会会議録

令和5年9月5日（火）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第5回（8月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	3番	西 時行	委員	4番	久保 公志郎	委員
5番	永松 徳章	委員	6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員
8番	久保田 昭廣	委員	9番	安部 正博	委員	11番	佐藤 俊徳	委員
12番	河野 一雄	委員	13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員
15番	塚崎 正和	委員	17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員
19番	阿部 善浩	委員						

欠席委員

10番 川谷 正一 委員

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係三浦主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第29号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第31号	非農地証明願について
	議案	第32号	宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第33号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	報告	第16号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第17号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の

## 解約通知について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第5回8月の定例総会を開会いたします。

10番 川谷 正一 委員 より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は18名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議 長 皆さんおはようございます。

稲刈りも早いところは始まっている中、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。先般から問題になっている上高家への参入企業の件ですが、今月1日と昨日参入企業と会いました。しかし会った中で農業に対する意識が低く、本当に分からないのかどうか私には判断がつかず、様々な問題もありまして、私としては非常に厳しい問題だと痛感しております。後ほど議案が出てきますので、慎重に判断していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

石川事務局 長 審議の前に先月の定例農業委員会で説明させていただいた内容について訂正があるため、農政課より説明させていただきます。

石川農政課国  
営事業営農対  
策係総括

おはようございます。農政課国営事業営農対策係の石川です。8月7日の第4回定例総会で上高家への参入企業の件について説明させていただきました。その中でまず一点目として訴訟リスクという話をさせていただきました。同様の説明を参入企業に後日させていただいた際に「うちはそのようなこと（訴訟）は考えていないですよ。」という話がありました。そのため、参入企業側からの訴訟ということはないことを訂正してくださいと言われておりますので、皆様に伝達させていただきます。

2点目は主食用米の生産目安についてです。今、実際には16ヘクタールのうち2ヘクタールが新規需要米、残りの14ヘクタールが主食用水稻で営農計画をつくっております。営農計画を作成した段階から0.5ヘクタール分水稻の作付けができていません。それを加味しての主食用米の生産目安を超過しているのが現状です。調整の目標達成ができていないのが現状です。その対応策を考えるも手詰まりな状況です。もう少し時間をいただいて、どう整備するのかというところは、国や県と協議しながら、私も含めて模索していきたいと思っておりますので、お時間をいただきたいと思います。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。  
宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、11番 佐藤 俊徳 委員、  
13番 永岡 卓已 委員 をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主事を指名いたします。  
以上で、日程第1を終わります。  
それでは、日程第2の議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。  
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。  
議案第28号3条許可申請は12件で、地区毎の内訳は、  
長洲地区3件、8筆、6,350㎡、宇佐地区1件、2筆、3,941㎡、  
駅川地区2件、4筆、1,125㎡、四日市地区2件、12筆、15,716㎡、  
安心院地区4件、16筆、15,754㎡となっています。  
2ページをお開きください。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、  
別紙のとおり申請があったので審議を求める。  
令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。  
長洲地区です。  
番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

贈与と売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得す



事務局 譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

贈与による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年8月31日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区3件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年9月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員6名中6名、農地利用最適化推進委員12名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区2件、四日市地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審副会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結

池田地区審副会長 果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年8月30日午前10時より、院内支所 多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。  
議長議案第29号 4条許可申請は2件となっています。  
地区毎の内訳は、駅川地区1件、2筆、292㎡となっています。

10ページをお開きください。

議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

11ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】



事務局 転用目的は、進入路用地への転用で農地への進入路を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」

駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第30号 5条許可申請は4件となっています。  
地区ごとの内訳は、駅川地区3件、5筆、4,593㎡、安心院地区1件、4筆、663㎡となっています。

12ページをお開きください。  
議案30号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、  
別紙のとおり申請があったので審議を求める。  
令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

13ページをお開きください。  
駅川地区です。  
駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】  
売買による所有権移転です。  
一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。  
立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。  
駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】  
売買による所有権移転です。  
宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲地5区画分を整備する計画です。  
立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】  
売買による所有権移転です。  
一般住宅としての転用で、戸建て賃貸住宅6棟を建築する計画です。  
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

14ページをお開きください。  
安心院地区です。  
安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】  
売買による所有権移転です。  
資材置場用地への転用で、工事用資材置場を整備する計画で

事務局 す。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審副会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」

安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議 長 議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第31号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第31号非農地証明願は、6件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、2筆、4,011 m<sup>2</sup>、宇佐地区2件、6筆、2,034 m<sup>2</sup>、駅川地区2件、2筆、682 m<sup>2</sup>、安心院地区1件、2筆、3,263 m<sup>2</sup>となっています。

15ページをお開きください。

議案第31号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成14年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

17ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

平成4年3月2日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

平成26年5月1日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

18ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成12年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

事務局 駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】  
平成10年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願  
を行うものです。

19ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成3年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難で  
あるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非  
農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象とな  
っていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該  
当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補  
足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果に  
ついてご報告します。

議案第31号「非農地証明願について」

長洲地区1件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適  
化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当し  
ていますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても  
差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果  
についてご報告します。

議案第31号「非農地証明願について」

駅川地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現  
地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当し  
ていますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても  
差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審副会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第31号「非農地証明願について」

安心院地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。  
次に、議案第32号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。  
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 20ページをお開きください。  
議案第32号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

21ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、22ページ以降のようになっております。続きまして、24ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画集計表 朗読】

詳細につきましては、25ページ以降のようになっております。

事務局 続きまして、47ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転集計表 朗読】

詳細につきましては、48ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第32号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第32号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業の■■■■以外の案件につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

■■■■の案件につきましては総会で審議いただきますようお願い

安倍地区審会長 願います。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第32号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

安倍地区審会長より提案がありましたので、まず■■■■以外の案件について発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは■■■■の案件について発言のある方は挙手願います。

西副会長 今回の■■■■の案件につきましては、皆さん非常に関心が高い案件となっております。今回の決議案については、■■■■の考えと個人の意見を尊重するためにも無記名投票にしてはいかがでしょうか。

議長 他ご意見はございませんか。

塚崎委員 地元の担当農業委員です。先日元組合長宅に行き、■■■■の現状をお聞きしました。元組合長によると、地権者の皆さんは承諾し判を押したそうです。また地元上高家の区長、原口の区長と話し合いをしまして、■■■■に対する意見を伺うと、「清掃デ



塚 崎 委員 一も参加してくれるし、今のところ何も問題はないです。」とのことでした。

安倍地区審会長 休耕に関することもお話してよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

安倍地区審会長 休耕に関する目標が現時点で未達成であることが気になります。これは農用地利用集積計画（案）の根拠法にあたる（旧）農業経営基盤強化促進法に適合することになるのでしょうか。

久保田地区審会長 先日安倍地区審会長から私にも質問がありましたが、輸出米は休耕田扱いとすると説明を受けたと思うのですが。

安倍地区審会長 そうなのでしょうか。

久保田地区審会長 はい。輸出米ということでその扱いになるので。地元の農業委員会で大きな問題になり、区長の方々ともお会いしてお話を聞いた内容の結果で、市からの提供もあってしているので皆さんも考えていただきたいです。そのため2町でも輸出米なら休耕にあたるのではないですか。

安倍地区審会長 全体で16町あるのですが、休耕の目標が2町で50%に達するのででしょうか。

議 長 冒頭のあいさつでもお話しましたが、今月1日と昨日と■■■■側から要望があったので会いました。1日は、ここ市役所の会議室で■■■■と県と市と話しをしました。その中で減反をしない理由について尋ねました。トップの方ではなく同席されていた方が思わず口に出していたのは、「生産したお米は全てうちで消費するのでいいのではないのでしょうか」と発言されていました。

そのような減反に対する解釈で会社は動いていると思います。ですが実際減反は、50～55%の中で農家の皆さんされていることと思います。そしてそうしなければならないのですが、先方のもともとの考えでは、減反はしなくてよいという考えがあったのではないかなと思います。その中で輸出米は2町しか申請していない状態で農業をしていました。トップの方とも色々お話しましたが、まず農業に関して関心がないなど。本当に県が指導して教えたのかと。減反に関して関心がないという印象を受けました。

そのため私は今の状態で何もせずに許可することは非常に厳しいと感じます。宇佐市の農業者に減反せずに米を作って、許可が

議

長 なかったからと言って、そのまま進めていくのはおかしいし、この減反問題もどうするかということも、一番大きな問題かなと思います。来年度から皆さんが例えば、耕作したいのだけど、市が何かしてくれるのか、県がしてくれるのかとなったときに宇佐市の減反状態が壊れてきたときに問題が起こるのではないのでしょうか。その点を皆さん考えていかないといけないと思います。私は当初から現地法人を立ち上げるなり、地域の人が認めるかたちをとるように話しをもっていくべきではないかと思います。現状は現地法人も何もないですよね。そのため宇佐市に拠点がないです。そのため宇佐市が携わることもできないですよね、今の状態では。事務局長からも現状説明をお願いします。

石川事務局長

はい。昨日会長と一緒に■■■■側と話をしました。一番大きな問題である農地所有適格法人の件ですが、これは会長から現地法人設立の話もあったように、こちらの主張を説明していききました。第一回に会った時には、一般法人でも農地を借りることは可能です。しかし、16ヘクタールの農地、40名程の地権者がいる中で、1年間に250件解約があるということ。25%、60件以上が売買による解約がなされている。これは今年上半期も同じ状況です。そのため賃借を主として生業をするのは基本的な考えですが、農地所有適格法人を適用するという事は、農地を取得するという経営規模拡大が可能となる。しっかりと更新していくためには、非常に強く、地域との信頼関係を構築するツールであることを私のほうから説明させていただきました。

そこで得た回答は、直近の契約更新が5年4か月後です。他は10年契約もあります。更新の時期に地権者の方が高齢になり、この先5年、10年賃貸借で契約するのが困難になってきた時。そのため、地権者のほうから売買を提案されることがあった場合。そのときに農地所有適格法人の適用していないと、せっかくそれまでの間に地権えをし、営農改善してきたことが今後につながっていくために必要ですよということを今まで説明しています。

説明を受けて先方も「当初の説明に農地所有適格法人のことはなかったんです。今の説明を受けて実情把握ができました。」とのことです。そのため次の更新までには農地所有適格法人を取得するように検討するとのことでした。すみやかな体制を整えていくとのことです。そのような経緯を受けて、今回議案にのせております。ただ速やかに設立するためにはまだまだ時間がかかるようです。

そこで昨日会談をし、具体的に内容を詰めるため協議させていただきました。先方も理解したうえで現地法人、地域との共生、協調のためにも期限を設けて現地法人を立ち上げていくことを確

石川事務局長 認してきたところですよ。これは現地責任者の室長との確認であり、社長ではありません。ただし現地室長は宇佐の案件について一任されているとのことですので、この協議内容は真意のある事柄と判断しています。

もう一点は、営農計画に関してです。中間管理機構からあがってきた書式の中でも地域と共生して行っていきたい旨が記されています。これは協議をする中で、相手方の3月31日からの計画では、地域実情をつかめてなかったところもあるとは思いますが、参入時にしっかりと地盤固めをすることで、地域に根付く企業になるように望まれます。そうすることで、宇佐市に効果を生み派生する企業になることが大事であると考えています。

議 長 なぜ現地法人を立ち上げないのかというところは、企業としては、現地法人を立ち上げると、現地に資金を入れて、収支がわかるので、それでは、やりにくいということではないというのが基本だそうです。しかし、現地法人の早期設立については現地の室長より確認をしてきたところですよ。

農地所有適格法人についての議論はここまでとして、今回まず一番大事なものは、米の減反ができないままで農業をやっているということです。その点を皆さんで考えてもらって、何か対処を考えてもらわないと、この案件を素直に認めることは非常に厳しいのではないかなと思います。現状、減反もしないで米を作付けして2ヘクタールほどあるみたいですけど、まずはこのまま輸出米をするにも、減反を行っていなければ制度も利用できないのではないのでしょうか。

久保田地区審会長 私もうまく説明できませんが、減反を2町しか再生協議会にあげていなかったですよ。そもそも農業委員会のこの場で減反について取り上げるべきではないと思いますよ。減反については農政課や再生協議会がすすめるべきではないかなと思います。輸出米ということ、契約の中で「減反しなくてよい」という一文があったのかどうかということです。■■■■も知らなかったし、という話なのではないかなと私は推測しております。

議 長 ■■■■は減反しなければならないことは、そもそも知っているのではないのでしょうか。自分のところですべて消費するので、減反しなくてよいという考えのように受け取れたのですが。

久保田地区審会長 でもそれは室長の考えであり、会社の方針なのではないでしょうか。

議 長 会社の方針だと感じました。

久保田地区審会長 そうなのですね。それと、事務局長からの説明からもありましたが、十分今まで審議してきて、このまえも県と市の今後の対策について説明があったので、この場で経過報告してもらうよりも、西副会長がおっしゃる通りするかしないか、採決したほうがいいのではないのでしょうか。そうしないといつまでも歩み寄らないし、話が進まないと思います。今回この場で議案が通らなかったとしても、中間管理機構に話が進みますよね。二回目なので差戻しはできないですよ。

石川事務局長 中間管理機構には意見書を提出します。意見書は必ず回答しなければならないとなっております。

久保田地区審会長 中間管理機構はその後、農林水産省に議案をあげますよね。

石川事務局長 中間管理機構は県に議案をあげますね。

久保田地区審会長 それならば、仮に、この場で反対しようとも、意見書が付けられるだけで、中間管理機構等に議案は、あがっていくということですよ。

石川事務局長 意見書は、合意にかなうか否かの二つになります。その意見書は必ず農政課を通して中間管理機構に提出します。

議 長 強制力はないですよ。

石川事務局長 農業委員会法で定められている、「農業委員会の意見を聞かなければならない」となっています。今回は、意見をきかなければならない案件なので、必ず意見を回答します。意見を回答した後、どのように判断するかは中間管理機構の判断になります。

西副会長 ■■■■の件は、当初のボタンの掛け違いがありました。県が農業委員会に対して何も説明せずに議案として出ました。この件については私も遺憾に思います。そして役員会の方が振興局と話し、農業委員の皆さんも現地に出向きました。その時に県の誠意のある姿勢が伺えませんでした。ただこのような状況で、宇佐市の農業と県がどのようにつながっていくか、というときに県が今後のことは対応として済んでいるとおっしゃいました。

そこで一点目については、まず農業委員会と事前協議し、内諾をとるということです。

二点目については、地元との信頼関係を保つためにも農地所有適格法人の取得を条件とするということですよ。

三点目については、もし仮に企業が農地所有適格法人をとらな

西副会長 い場合は、現地法人に作業受託を行うというかたちをとっていただくとうことです。ただその場合も農地所有適格法人については取得するように推し進めていただくようにします。まだほかにも何点かございましたが、私が覚えているのはこの三点です。

私もよく考えてみましたが、このような条件を県から提案したと聞いておりますし、この条件が提示されることによって、今後の宇佐の農業はまず農地所有適格法人を立ち上げるのが条件であるとかいう流れになりますので、今回のような状態にはなりにくいのではないかと考えられます。

また私が一番心配しているのは、ここ、宇佐市の農業、大分県一の穀倉地帯といわれています。やはりそれには、県・宇佐市・農業委員会が三者一体で連携をとりながら、宇佐市農業の発展のためにみんなで協力しながら推し進めていく、これが一番大切なことだろうと思います。県のみ把握し、市や農業委員会が状況を把握しないまま推し進めていく、このような状況は決して良くない状況であると考えます。今回の件につきましては、法的には農地所有適格法人をとらなくても、売買ではなく、賃借であれば農地法には抵触しない。しかしながら農地所有適格法人を取得することは地元からの信頼関係を保つためにも大切なことであると私は考えます。

しかしながらここは農業を守るのは、県・市・農業委員会が三者一体となって行うことが不可欠であります。私の意見としては、今回の件はやむを得ない、承認であると考えております。

議長 先ほどの振興局の今後の考えが整理されている事について、常設審議会で企業の農業参入についての意見を発し、県下の意見を伺いました。するとこれは振興局ごとに事情やケースがあり、今後常設審議会から県へ意見発出していこうと今まきに行っているところです。

農業会議で聞いたら、これは大分県で統一した対応を決めて行くことが望ましい。この件は振興局としての考えをまとめたらしいです。

西副会長 振興局は県とも協議し、まとめられた事ではないのですか。

議長 農業会議でも、今後常設審議会から県へ意見発出していく準備のための協議を重ねていくとのこと。ただ振興局内でも必要な協議はしているのではないのでしょうか。

西副会長 その辺の実情はわかりませんが、書面では大分県という名前も入ってくるのではないのですか。

議 長 先月の常設審議会の中で、中間管理機構のトップもその会議の場にいましたが、具体的に発言や返答は無かったと記憶していません。

西 副 会 長 ただそこに正式ではないですが、正式にお互い合意に至った場合、県も振興局も市の農政課も農業委員会も関係するということで整理することではないですか。

議 長 振興局単位というよりも、県下全体で。  
今後大分県の農業会議が振興局ごとではなく、大分県で協議をして、きちんと作ろう。そうすれば大分県で共通の文書になるから、みんなで取り上げることができる。  
しかし振興局ごとで作成している場合、他では通用しないとなるなど。農業会議で県の方もいらっしゃる中で相談させていただきました。そのときに私は大分県の段階で作成してしまわないと、大分県中で同じようなことが起こってしまうということで、今作成しようとしていると理解しているところです。

西 副 会 長 そういった内容で今後審査するならば、やはり今まで話にあった、農地所有適格法人の取得を条件にするとか、事前協議をするとか、そういったかたちになれば、お互いが連携できるようになるのではないのでしょうか。  
しかし今回に至ってはその条件が含まれていないのですよね。ただ気持ちとしては、農地所有適格法人を適用し、地元との信頼関係を構築していってほしいです。こういったルールをつくって、そこまでやってくれる状態になったときに、宇佐市農業委員会の力でこういう状態になったのですから、その点で、私は今のこの状態が落としどころという風に考えております。

議 長 そこは私もそう思ったのですが、県の常設審議会で発言した際に、「前例を作らないでくれ」と言われました。農地所有適格法人をとらない、現地法人も立ち上げないといった場合など、前例を作らないでくれ。前例をつくると、いくら打ち合わせで協議しても、「前出来たのだから出来ないことはないだろう」と言われてしまうと。大分県はそれだと困るので前例を作らないでくれ、あとがまた同じことが起こり大変になるからと県の会議で言われました。

西 副 会 長 それでは今回の件では、大分県が■■■■に指導も何もしていないのですから、そういう状況を今後は少しだからといってもだめでしょうと。だからこういう風に改善をして。それに基づいて今後の対応についてやっていく姿勢がですね。それが今話した振

西 副会長 興局と県がしっかり協議して県の意思統一として。一般的にはそうやっていくものだと考えます。

今までの話をお聞きすると久保田会長がおっしゃる通り一度この場で賛成・反対を採決したほうがいいと思います。

議 長 他の方、何かご意見はございませんか。

安部(仲) 委員 今まで審議してきて、今後の対応策も出ています。今までここまで深く審議する案件が少なかったことと思います。

私は今後の見通しをたてるためにもここで決めたほうがよいと思います。私の意見としては承認したいと思います。

久保田地区審会長 県の常設審議会の話は上の方々のお話で、私達なんかはほとんど詳しくは知らないことなんです。これまでの議論で無記名での投票にこだわらなくてもと思いますので、採決を進めていくことが必要と思います。

議 長 他の方、何かご意見はございませんか。

河 野 委 員 先ほどの減反政策の件については、農政課の石川総括から説明を受けて、任せてほしいと言われて持ち帰ったはずです。それに対しての皆さんの意見がなかったようですから。一応それも減反政策については農政課の石川総括に一任したと私は思っています。

それと、後の件は、県と協議しての結論になると思うので、今ここで議論をすべき問題ではないと思います。

また今まで議長として会長からお話がありましたが、皆さんの意思決定により会長が選ばれているので、会長の意見を重視すべきだと思います。

西 副 会 長 会長の意見を重視するという意見もありますが、あくまで農業委員、一人ひとりの意見をもってして審議に臨むのがよろしいかと思います。あくまで会長はみなさんのまとめ役として、農業委員みなさんそれぞれの意見があろうかと考えます。

議 長 そろそろ意見が出尽くしたかと思われるのですが、他にご意見はございませんか。なければそろそろ話をまとめようと思います。

今農業委員会内の意見としては、合議か否かがそれぞれあったかと思うのですが、やはり世間に対して、農業委員会がきちんと判断をしたなということを示さないとな後々の農政に影響してくるものと思われま。

議 長 この案件につきましては、参入企業側が今後現地法人については、こういうことをするというのも意思確認は取れています。よって後は、企業が減反の問題をどう対処するかというのが一つのカギではないかと考えます。その回答をいただいて、皆が納得するような回答があれば合意ということでしたいのですが、そうすることによって理屈がつくのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは今の要件をつけて全員合意ということによろしいでしょうか。

久保田地区審会長 少しよろしいでしょうか。私は再生協議会の役員をしておりますけれど、一昨年の作られた稲は280町しか作られていないんですよ。みな闇小作しかしてない人もいますよね、14町のはなぜ営農計画書をつけていないのでしょうか。2町のは再生協議会にあげていないですよ。そういうところが減反政策を守っていませんし、そうすると地主の名前で休耕部分となっているのではないですか。そういう解らないところを条件つけて許可するのはいかがなものかと思えます。

議 長 どちらにせよ、地主であろうと誰であろうと同じことなのではないでしょうか。

久保田地区審会長 それはそうなのですが、減反に関することを農業委員会で条件をつけて許可を出すことはいかがでしょうか。再生協議会や市の農政課が管理していることであり、県や市の農政課が休耕に関して指導することが行政の立場なのではないかと私は考えます。農業委員会が減反に対して口出ししていいのでしょうか。

議 長 減反の有無をどうするのではなく、減反政策に関する決まり事を守ってほしいということです。例えば今後同様の案件があった場合に、土地の売買や貸し借りが入った場合に、まったく減反を行わない方が就農したときに地区審の議案に載っていて皆さん賛成するでしょうか。

久保田地区審会長 それは営農計画書を出してもらわないといけませんが、中間管理機構や農業委員会を通して貸し借りの契約をいれているところなんてほとんどないじゃないですか。

西副会長 私も農業委員会で減反を条件にしているのだからと疑問に思



西副会長 っていました。そもそも農業委員の業務はどの範囲までなのでしょう  
うか。営農上の問題にはなるのでしょうかけれども。

議長 農業政策に対する意見は、農委は発信することができます。

安部(仲)委員 減反をいくら行って下さいという具体的な内容ではなく、市の  
農業施策に準じて農業をして下さい。条件というより宇佐市農業  
施策に理解協力をという意見を発信する表現をいれたほうが良い  
のではないですか。

議長 そのような指導的な内容になれば、具体的な数字も付けないと  
先方には伝わらないのではないですか。

西副会長 そもそも指導も農業委員会の業務になるのでしょうか。

石川事務局長 指導という立ち位置が正しいかどうかは別として、農業委員会  
としての多くの業務の中で、関係行政機関に対して農業委員会の  
意見の提出が定められています。これが農業委員会としての役割  
のひとつです。これは、地域の農地が最適に利用されるように農  
業委員会法第38条で定められている事項です。その中身がどこ  
まで網羅することになるかは具体的に示されてはいませんが、地  
域の農業施策に適うようにとのことになっております。ただし書  
き方についてはここではどのように書くか即答はできません。た  
だ農業施策を展開する中で、農地が最適に利用されるように意見  
発信を行うことは業務の範疇です。中間管理の回答にも意見発信  
していくことも重要です。

久保田地区審会長 先ほど全体で、条件をつけて賛成という議論になっていたの  
ですが、安部(仲)委員の発言のように、中間管理機構に意見書を  
提出し賛成するのであれば、私も分かります。「条件をつけて」  
という部分に対して疑問に思っていたので、意見書の中で、市の  
農業施策全般に適うように、という内容を含めるのであれば納得  
できます。

議長 長 採決いたします。

議案第32号について、農業施策の意見を付して原案のとおり  
決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定し、市長  
にその旨を通知いたします。

次に、議案第33号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)

議長 に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 51ページをお開きください。  
議案第33号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

52ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、53ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

安倍地区審会長 駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、■■■■以外の案件につきましては異議がないものと意見決定いたしました。

■■■■の案件につきましては総会で審議いただきますようお願いいたします。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

安心院地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。なお■■■■案件については先の議案32号で審議したとおりです。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第33号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり承認しました。

議 長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第16号から17号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

議案書の80ページをお開きください。

報告第16号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

事務局 内訳は81ページからの23件がございました。  
地区毎の内訳は、宇佐地区4件、30筆、31,176㎡、駅川地区8件、40筆、41,897㎡、四日市地区5件、16筆、15,069㎡、安心院地区5件、31筆、23,505㎡、院内地区1件、12筆、17,934㎡となっています。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

事務局 94ページをお開き下さい。  
報告第17号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」  
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。  
令和5年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は95ページからの21件がございました。  
地区毎の内訳は、長洲地区11件、18筆、23,792㎡、宇佐地区1件、2筆、3,941㎡、駅川地区2件、6筆、4,940㎡、四日市地区4件、26筆、32,601㎡、安心院地区3件、9筆、8,162㎡となっています。  
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第16号から17号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月9月の令和5年度第6回定例総会は、10月5日木曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしております。

事務局　　すので、よろしくお願ひします。

　　なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願ひいたします。

議長　　それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

午前11時2分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年9月5日

議 長 菅 原 維 範 ⑩

署名委員 永 岡 卓 巳 ⑩

署名委員 佐 藤 俊 徳 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。